

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年  
3月31日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 救急病院の認定(医療政策課).....
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 防府都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
  - 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事の完了(都市計画課).....
  - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課).....
  - 公告
    - やまぐちフラワールランドに係る指定管理者の指定(農業振興課).....
    - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課).....
    - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....
    - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書の返納があった旨の通報(畜産振興課).....
    - 種畜証明書の交付(畜産振興課).....
    - 公共測量の実施(八件)(監理課).....
    - 公共測量の実施の終了(六件)(監理課).....
    - 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 柳井都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 柳井都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 柳井都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
    - 山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

港湾施設に係る指定管理者の指定(港湾課).....

### ○選管告示

- 政治団体の名称等.....
- 政治団体の異動事項.....
- 解散等に係る政治団体の名称等.....
- 資金管理団体の名称等.....
- 資金管理団体の異動事項.....
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....
- 漁管委告示
  - 漁業法第二百十條第一項及び第七十一條第四項の規定による指示.....



### 山口県告示第七十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月三十一日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
社会医療法人松涛会安	岡病院	下関市横野町三丁目一六番三五号	山口県知事	村岡 嗣政	令和一一、四、三〇

### 山口県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

道路の種類	県道	山口県知事	村岡 嗣政
路線名	徳山光線		

道路の区域

区 間	新		旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広			
光市浅江二丁目二〇七一の三地先から 同市同町七の五地先まで			四九・五	一一・二	三三九・〇		

道路の種類 県道  
路 線 名 光柳井線  
道路の区域

区 間	新		旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広			
光市虹ヶ浜二丁目七二〇の三〇〇地 先から 同市浅江二丁目二〇一の一の地先ま で			五九・二	一九・五	一、四四二・七		

道路の種類 県道  
路 線 名 宇部防府線  
道路の区域

区 間	新		旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広			
山口市佐山字柳一〇七五九の二地先 から 同市佐山 同字一〇七六三の一の地先 まで			六一・〇〇	三二・〇〇	二七五・〇		

山口県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称

防府市

二 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画下水道事業防府市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十四年三月十二日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

防府市本橋町、新橋町、今市町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、八王子一丁目、八王子二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、佐波二丁目、佐波三丁目、寿町、追戸町、宮市町、栄町一丁目、栄町二丁目、天神一丁目、天神二丁目、上天神町、松崎町、東松崎町、南松崎町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、惣社町、美和町、国衙一丁目、国衙二丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、国衙五丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、駅南町、中央町、車塚町、鋳物師町、桑山一丁目、桑山二丁目、岡村町、お茶屋町、松原町、石が口一丁目、石が口二丁目、石が口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、三田尻本町、自力町、協和町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間一丁目、勝間二丁目、勝間三丁目、鐘紡町、新築地町、開出、高倉一丁目、高倉二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、鞠生町、新田一丁目、泉町、古祖原、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、中泉町、仁井令町、東仁井令町、清水町、伊佐江町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、華園町、敷山町、岩畠一丁目、岩畠二丁目、岩畠三丁目、酢貝、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、岸津一丁目、岸津二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、中西、牟礼柳、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字新田、大字仁井令、大字浜方、大字田島、大字植松、大字大崎、大字高井、大字牟礼、大字江泊、大字富海、大字下右田、大字西浦及び大字台道

山口県告示第百七十三号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設

置に関する工事を次のとおり完了する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 公共下水道の名称  
周防大島町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の内容及び区域又は区間

内容	区域又は区間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字椋野字田ノ迫一〇三の五地先から同郡同町大字久賀字御幸松沖二六〇一の三九地先まで及び同郡同町大字椋野字田ノ迫一〇三の五地先から同郡同町大字小松字安迫六一の六地先まで
終末処理場	大島郡周防大島町大字椋野字田ノ迫一〇一の一、一〇三の一、一〇三の四、一〇三の五、一〇六及び字田ノ迫九子一一七二、一一七三及び一一七九一〇六並びに字田ノ迫九子一一七二、一一七三及び一一七九

三 工事の完了の日

令和八年三月三十一日

### 山口県告示第百七十四号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気」を「電気 避難所用テント式パーテーション等」に改める。



(九五) やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定

山口県フラワーランド条例（平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」とい

う。）第十一条第一項の規定により、やまぐちフラワーランドに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
一般財団法人やない花のまちづくり振興財団 柳井市新庄五〇〇番地一
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事務
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第六条の許可をすること。
  - (五) 条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(九六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二四〇四〇 二〇〇二七	KD〇二〇		その他	令和五、 七、一三	宮城県	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフアイズ株式 会社山口A I セン ター
三二四三三〇 一〇〇〇三	HD一六		〃	二、一四	〃	〃	〃

一〇〇〇一五〇	一〇〇〇一七〇	一〇〇〇二六〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一二五〇	一〇〇〇一一五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇	一〇〇〇一三五〇
C六	HD一七	C〇四Z五一	HD一九	HD三〇	HD二〇	HD一八	HD二二	HD一五	HD三四	KD〇一五	HD二一	G四R三八七	KD〇一九	HD二九	HD三一〇	KD〇二二	HD二六	HD二八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇〇三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
令和三、三〇	令和五、一六	令和六、二	〃	〃	〃	三、二九	四、一四	二、二	四、七	七、一〇	四、七	一〇、二八	七、一四	令和五、三	令和四、二九	七、二〇	四、二三	三、二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一〇〇〇五四〇	一〇〇〇三四〇	一〇〇〇三二〇	一〇〇〇三七〇	一〇〇〇五三〇	一〇〇〇二八〇	一〇〇〇二七〇	一〇〇〇二六〇	一〇〇〇二五〇	一〇〇〇二四〇	一〇〇〇五〇〇	一〇〇〇四一〇	一〇〇〇二〇〇	一〇〇〇一九〇	一〇〇〇一八〇	一〇〇〇二二〇	一〇〇〇一六〇	一〇〇〇四四〇	一〇〇〇四五〇
HD四一	HD五四	HD四七	HD五九	HD四五	HD五一	HD三七	HD四〇	HD三六	HD三八	HD四六	HD五六	HD六一	HD六六	HD二五	HD二四	C八	C一二三二	C一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇	四	一九	〃	一八	五、二六	二五	二六	〃	四、二五	一八	五、八	五	六、二五	二二	四、二〇	令和五、二六	令和四、二七	令和五、二四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一一三九二九 二二八六四	一一四〇八五 一五七五二	一一〇〇三三 三二四三五〇	一一〇〇五二 三二四三五〇	一一〇〇四七 三二四三五〇	一一〇〇三三 三二四三五〇	一一〇〇五〇 三二四三五〇	一一〇〇五一 三二四三五〇	一一〇〇五七 三二四三五〇	一一〇〇五六 三二四三五〇	一一〇〇四二 三二四三五〇	一一〇〇二二 三二四三五〇	一一〇〇三一 三二四三五〇	一一〇〇四五 三二四三五〇	一一〇〇四八 三二四三五〇	一一〇〇四九 三二四三五〇	一一〇〇三八 三二四三五〇	一一〇〇三六 三二四三五〇	一一〇〇三五 三二四三五〇
富士幸	秋月	H D 五五	H D 四九	H D 三三	H D 三九	H D 四三	C 〇三 Z 一〇	C 一三	C 一四	H D 三五	H D 二七	H D 六三	C 九	H D 六四	H D 六五	H D 五八	H D 四四	H D 四二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二、二四	平成二九、 一〇、五	〃	五、二五	〃	四、二六	五、一〇	二二、一四	〃	六、二三	〃	四、二七	六、一〇	三、一一	〃	六、二三	〃	〃	〃
〃	山口県	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
多田一馬	萩市見島 花田康章	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一一一六二二 三四六三七	一一一三五六 二九一四四	一一一五二七 七三八六七	一一一四〇九 八一三一二	一一一五六三 三一五六七	一一一三四七 九五三二九	一一一三七一 九四九一九	一一一六一〇 三〇九二一	一一〇八七一 七三三五七	一一〇四二二 〇一二九五	一一〇三六一 九七九六〇	一一〇二七四 四二二一五	一一〇一八四 四二二五九	一一〇一六六 四七九六二	一一〇一六二 三三一五一
幸登	花清桜 (全和黑一五三〇六)	殿池久 (全和黑一五四九三)	光白清 (全和黑原六三二二)	隆汐国 (全和黑一五七一三)	東久姫 (全和黑一五七四八)	百合姫 (全和黑一五七七七)	勝乃誉 (全和黑一五八五四)	桜富士 (全和黑一五九三四)	北斗織姫 (全和黑一五九八五)	知久六三四 (全和黑一六〇四六)	福輝姫 (全和黑一六〇四五)	関勝安 (全和黑一六一五二)	香雪蘭 (全和二子山無一六六一五四無角和種 七六二〇)	正福
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
令和二、 五	平成二七、 九、三〇	平成二九、 一〇、一五	平成三〇、 五、三一	令和元、 六	九、二一	六、一〇	令和二、 一五	令和三、 三〇	令和四、 一八	令和三、 二五	一〇、一四	令和四、 四	令和五、 一〇	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

(九七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報  
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一四〇八五 一五七五二	秋月		無角和種	平成二九、一〇、一五	山口県二級	級外	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター
三二五〇四〇 二〇〇四一	C一〇Z五六		その他	令和六、一	宮城県		岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口AIセン ター
三二五〇四〇 二〇〇四二	C一〇Z八一			七、一二			
三二五〇四〇 二〇〇一八	G五R二六八			八、二六			
三二五〇四〇 二〇〇二六	G五R三五九			二〇			
三二五〇四〇 五〇〇四〇	C一四Z三八			令和七、二二			
三二五〇四〇 五〇〇一六	C一五Z五〇			令和六、二六			
三二五〇四〇 五〇〇二七	G五R六三六			二八			
三二五〇四〇 五〇〇三〇	G五R六四七						
三二五〇四〇 五〇〇三三	G五R七〇六			二、一九			
三二五〇四〇 五〇〇四二	G五R七四二			三二			
三二五〇四〇 五〇〇四〇	G五R七三三			二六			
三二五〇四〇 五〇〇三二	G五R六九九			二〇			

(九八) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書の返納があった旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書の返納があった旨の通報がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二四〇四〇 六〇〇二八	G四R四〇四		その他	令和五、一〇、二八	宮城県	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口AIセン ター

(九九) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一六八三六 五二六八五	貴華福（全和黒一六二〇六）		黒毛和種	令和五、一一、一三	山口県	一級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター
一一六二九七 〇五一九二	北之百助（全和黒一六二六三）			令和六、四、三			
三二五三三九 九〇〇〇一	C一Z八二		その他	九、二〇	宮城県	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口AIセン ター
三二五三三九 九〇〇〇二	C一三Z〇五			一一、一			

(一〇〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の

通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

山口市秋穂西及び秋穂東

三 作業の期間

令和七年六月二十日から令和八年三月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量（地形測量、路線測量）

二 作業の地域

山口市鑄銭司

三 作業の期間

令和七年七月十日から令和八年三月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

山口市嘉川

三 作業の期間

令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで

(一〇二) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和七年七月二十四日から令和八年二月二十七日まで

(一〇三) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和七年九月八日から令和八年三月三十一日まで

(一〇三) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市土地開発公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

防府市大字白道

三 作業の期間

令和七年九月二十六日から令和八年三月十三日まで

(一〇四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

山口市小郡

三 作業の期間

令和七年十一月一日から令和八年二月二十八日まで

(一〇五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び路線測量)

二 作業の地域

阿武郡阿武町大字奈古

三 作業の期間

令和七年十二月十七日から令和八年二月十三日まで

(一〇六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

阿武郡阿武町木与

三 作業の期間

令和七年十二月十九日から令和八年三月三十一日まで

(一〇七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市旭町三丁目

三 作業の期間

令和八年一月二十二日から同年三月十九日まで

(一〇八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南農林水産事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

周南市長穂

三 作業の期間

令和六年十月十日から令和七年三月三十一日まで

(一〇九) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下関市上条町、関西本町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、長崎町一丁目、

長崎新町、長崎本町、長門町、西神田町、豊前田町二丁目及び山手町

三 作業の期間

令和六年十一月十五日から令和七年三月二十五日まで

(一一〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宇部土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

美祿市東厚保町川東

三 作業の期間

令和七年五月八日から同年十一月十八日まで

(一一一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量、現地測量及び路線測量)

二 作業の地域

萩市大字椿東

三 作業の期間

令和七年五月十九日から同年十二月二十六日まで

(一二二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市泉町

三 作業の期間

令和七年七月二十八日から同年八月二十八日まで

(一一三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

山口市嘉川

三 作業の期間

令和七年十月一日から令和八年一月二十三日まで

(一一四) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・五・三十松原長府駅前線

下関都市計画道路三・六・四十八長府前田線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一一五) 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画下水道下関市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一一六) 下関北都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画下水道下関市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一一七) 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・四・六古開作線

柳井都市計画道路三・四・七明法寺新市線

柳井都市計画道路三・四・八新市三本松線

柳井都市計画道路三・五・二中央通り線

柳井都市計画道路三・五・三柳井港線

柳井都市計画道路三・五・四古開作中開作線

柳井都市計画道路三・五・十一山手線

柳井都市計画道路三・五・十二小深田稻積線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一八) 柳井都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画公園二・二・一岡ノ上公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一九) 柳井都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画市場一山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二二〇) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・二百十西市通線

周南都市計画道路三・四・二百十八青木線

周南都市計画道路三・五・二百二十城山通線

周南都市計画道路三・六・二百二十四川端通線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二二一) 周南都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画緑地三下松市海岸通り緑地
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(一三二) 山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山陽小野田都市計画道路三・四・三旭町後潟線  
山陽小野田都市計画道路三・五・六本町小野田港線  
山陽小野田都市計画道路三・五・九桜町線  
山陽小野田都市計画道路三・六・十一江の尻汐止線  
山陽小野田都市計画道路三・六・十二古開作中通線  
山陽小野田都市計画道路三・六・十三新開作中通線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(一三三) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。）第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
岩 国 港	新港運動公園	岩 国 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

岩国市 岩国市今津町一丁目一四番五一号  
指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（知事が定める港湾施設（以下「指定港湾施設」という。）の使用に係るものに限る。四及び五において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
室 津 港	室津浮棧橋、室津物揚場、室津臨港道路及び室津緑地	上 関 町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

上関町 熊毛郡上関町大字長島四四八番地  
指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。四及び五において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）

を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
平生港	水場B導流堤、水場C導流堤、水場E護岸、水場F護岸、水場G護岸、水場A物揚場、水場B物揚場、水場C物揚場、水場D物揚場、水場E物揚場、水場臨港道路及び水場緑地	平生町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二〇番地の一

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	はなぐり緑地護岸、下松埠頭公園、笠戸島緑地公園、中間緑地公園、海上遊歩道及び釣突堤	下松市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	櫛ヶ浜防波堤A、櫛ヶ浜防波堤B、晴海護岸、櫛ヶ浜護岸A、櫛ヶ浜護岸B、櫛ヶ浜船揚場、櫛ヶ浜浮桟橋、櫛ヶ浜物揚場、櫛ヶ浜道路、晴海臨港道路の一部、櫛ヶ浜野積場、晴海A緑地、晴海B緑地及び築港緑地	周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
周南市 周南市岐山通一丁目一番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理事ること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

四 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
三田尻港	築地東胸壁、築地一号浮棧橋及び築地二号浮棧橋の各一部、照明設備、三田尻緑地A、三田尻緑地B、三田尻緑地C、三田尻緑地D並びに三田尻緑地E	防府市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
防府市 防府市寿町七番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理事ること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

と。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩港	浜崎三号防波堤、浜崎防波護岸の一部、浜崎物揚場、浜崎臨港道路、浜崎荷さばき地、浜崎可動橋、湯港二号緑地及び湯港四号緑地	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理事ること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩港	湯港係船浮標、湯港物揚場A、湯港野積場A、湯港給水栓、湯港給油所、湯港船舶保管施設、湯港船舶上下架施設、湯港テニス場、湯港テニス場管理棟及び湯港テニス場電気室	萩市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社マリーナ萩 萩市大字椿東六〇八〇番地の六
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

政治団体の名称	代表者	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
	氏名				

日本維新の党 山口県第3選挙区支部	伊藤 博文	伊藤 博文	下関市豊北町大字矢玉378	現金規正の第7号に係る関係かつ町村等としてた日本維新の党の支部	令和7/10
連合山口県支部 中道改革連合3区総支部	伊藤 博文	伊藤 博文	下関市上田中町4丁目/番6号	現金規正の第7号に係る関係かつ町村等としてた連合改革連合の支部	2/
自由民主党 山口県支部 さとと振興	杉田 水脈	樋口 真木	防府市大字高井1121の3	現金規正の第7号に係る関係かつ町村等としてた自由民主党の支部	令和8/1、13
連合山口県支部 中道改革連合3区総支部	伊藤 博文	伊藤 博文	岩国市車町/丁目3番16号	現金規正の第7号に係る関係かつ町村等としてた連合改革連合の支部	”
連合山口県支部 中道改革連合2区総支部	伊藤 博文	伊藤 博文	平岡 秀夫	現金規正の第7号に係る関係かつ町村等としてた連合改革連合の支部	”

政治団体の名称	代表者	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	その他の事項	備考 (届出日)
				公職の候補者		
伊藤博文後援会	伊藤 博文 衆議院議員	伊藤 博文	下関市豊北町大字矢玉378	衆議院議員	政治資金規正法第19条第7号に該当する関係かつ国会政治関係の団体	令和7、10、21

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
井川ひろみ後援会	井川 宏海	岩崎 翔太	柳井市天神/20の11		令和7、5
梅田涼平後援会	梅田 涼平	梅田 渉	〃 阿月17/18		9、24
榎谷こうじ後援会	榎谷 敏司	榎谷 馨子	萩市大字椿28030の3		8、27
岡田純子後援会	岡田 純子	岡田 恭典	山口市平井926の2		12、9
岡りゅういち後援会	岡 龍一	岡 佳子	柳井市奈田/4850の52		9、5
柿沼みずほ後援会「みずほの風」	藤津 瑞穂	渡邊 洋子	山口市小郡東津/丁目4番/10号		1
金田妙子後援会	金田 浩祐	金田 浩祐	阿武郡阿武町大字奈古2751		3
上村正剛後援会	上村 正剛	上村 哲史	下松市中央町9番/9号		令和8、1、30
島田栄二後援会	島田 栄二	島田 勝則	萩市大字椿東2917		令和7、9、18
川口なおと後援会	川口 直人	川口奈緒美	下松市大字東豊井794		11、13
河村ひであき後援会	河村 秀昭	地家 泰子	柳井市柳井31799の6		10、17
北永千賀後援会	北永麻衣子	北永麻衣子	山陽小野田市大字小野田658の4		8、21

國弘秀人後援会	大谷 利夫	國弘 秀人	熊毛郡上関町大字祝島254の1	12、3
こやなぎ朋治後援会	宮川 力雄	小柳 朋治	山陽小野田市高栄2丁目6番3-101号	9、2
こやなぎ幸博後援会	小柳 幸博	吉崎 和成	柳井市柳井46840の16	11、4
さいごう孝後援会	齊郷 孝	木森 昭弘	〃 日積64980の1	10、3
佐々木くみ後援会	佐々木久美	佐々木 渉	〃 古開作659の1	9、17
佐々木まさひろ後援会	佐々木雅浩	佐々木雅浩	山陽小野田市大字有帆2420	〃
澤田誠後援会	澤田 誠	澤田 駿介	山口市阿知須4247の10	12、25
樽かな選挙をつくる会	濱本 健吾	濱本美友紀	山陽小野田市日の出3丁目/5番28号	10、20
島村かおる後援会	島村 薫	島村 薫	下関市豊浦町大字川柳3477の10	9、11
ジョンソンあやなと柳井をよくなる会	ジョンソン 彩奈	末広 京子	柳井市山根27番/4号	〃 12
高場慎介後援会	高場 慎介	高場 慎介	山口市小郡新町3丁目3番/4号	令和8、2、20
田坂しゅうじ後援会	田坂 修司	田坂 操	〃 阿知須51370の13	1、28
立花かずえ後援会	立花 和江	立花 和江	〃 秋穂東/962	令和7、1、21
田中たてゆき後援会	中村 俊生	永本 典子	柳井市柳井4271の5	9、10
田部泰昭後援会	田部 泰昭	田部 直子	山口市仁保中郷/070番地6	令和8、1、7
T.K.C吉田真次政経研究会	大久保裕元	廣瀬 博山	下関市竹崎町4丁目/番22号	〃 27
東条としゆき後援会	東条 敏幸	長谷川 哲	柳井市柳井2201の2	令和7、9、24
友座泰後援会	友座 泰	友座 博美	〃 4号 中央3丁目2番	〃 18
中谷慎太郎後援会	中谷慎太郎	岡 章夫	下松市美里町3丁目/0番5号	令和8、1、15
ナカハラタカシ後援会	中原 貴志	中原 貴志	下関市菊川町大字田部11370の14	2、24

中本英宏後援会	中本 英宏	中本 瑞穂	柳井市新庄 8 の 27	令和 7、 9、 18
西崎たかや後援会	西崎 孝哉	西崎 孝哉	山口市鑄銭司57100の1	令和 8、 2、 6
西村容子後援会	西村 容子	西村 高志	阿武郡阿武町大字宇田 2167の4	令和 7、 8、 21
原田ゆきお後援会	松尾 珠美	松浦 忠志	下松市大字未武上1/93の2	令和 7、 8、 5
広中正紀後援会	田中 健一	広中 正紀	岩国市立石町 2 丁目 5 番 / 号	令和 7、 10、 23
藤岡幸輔後援会	藤岡 幸輔	藤岡 芳子	〃 玖珂町5288	〃 11、 26
ふじたに圭子後援会	藤谷 圭子	藤谷 英夫	山陽小野田市緑が丘 / 番 4 号	〃 8、 13
松西てるみ後援会	入江 正敏	末廣 友紀	山口市大内米上 3 丁目 825番 / 号	令和 8、 2、 2
松村柁樹後援会	松村 柁樹	上山 清司	柳井市神代4/350の1	令和 7、 9、 30
みんなであつちやまぐち	千葉 まり	内山 新吾	山口市中央 2 丁目 6 番 27号	〃 12、 5
安井じゅん子後援会	安井 順子	佐々木公恵	萩市大字椿2854の3	令和 8、 2、 9
やまがたたかし後援会	山縣 孝司	山縣絵梨香	柳井市南町 3 丁目 8 番 4号	〃 〃 〃
山口厚初的女性知事を実現させる県民の会	井藤 昂裕	大川 理明	防府市宮市町 9 番 29号	令和 7、 10、 31
やまぐち志民党	山縣 昂亮	山縣 昂亮	山口市大内矢田南 3 丁目 / 番 26号	〃 11、 5
山口の足腰を強くする会	梅岡 佑行	梅岡 綾子	〃 黒川 / 288の 3	〃 12、 11
山谷拓也後援会	山谷 拓也	山谷 拓也	柳井市東土手 6 の 28	〃 10、 24
山本りょうま後援会	山本 滯馬	山本 滯馬	〃 古開作581の3	〃 9、 8
綿屋よしたか後援会事務所	盛田 和祥	玉井 大輔	萩市堀内329の3	令和 8、 1、 26

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和八年三月三十一日

山口県選挙管理委員会 選挙課 課長 池田 隆

政治団体の名称	代表者の名氏	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党山陽支部	中村 博行	会計責任者	森田栄一郎	林 岳	令和 7、 5、 31
		事務所	山陽小野田市 大字郡40230の 5	山陽小野田市 大字郡361の 1	〃 12、 10
自由民主党橘支部	吉村 忍	会計責任者	柏谷 晃平	柏谷 敏江	〃 11、 17
自由民主党日新運輸工業支部	松浦 秀子	代表者	松浦 秀子	松浦 恒雄	令和 8、 2、 12
		会計責任者	笹尾 智光	松浦 秀子	
		代表者	安岡 克昌	岩村 誠	
自由民主党山口県連族連盟支部	安岡 克昌	代表者	大野 時正	秋山 文明	令和 7、 8、 25
		会計責任者	〃	〃	
自由民主党山口県ちんたい支部	大野 健二	代表者	大田みのり	金重 貴之	〃 10、 6
		代表者	〃	〃	
自由民主党山口県萩市第二支部	笹村 直也	代表者	室本 理佳	金子 明子	〃 7、 31
自由民主党山口県遊技産業支部	網永 浩之	代表者	田中 仁美	松永 英行	〃 10、 27
立憲民主党山口県総支部連合会	加藤 壽彦	代表者	平岡 秀夫	秋山 賢治	令和 7、 11、 21
		代表者	加藤 壽彦	平岡 秀夫	



平岡実千男後援会	平岡実千男	会計責任者	平岡実千男	平岡 直美	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に属する国会議員関係の政治団体	〃
ふきあげ政子後援会	吹上 政子	国会議員関係の区分	国会議員関係の政治団体以外	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に属する国会議員関係の政治団体	令和6、12、	〃
藤村こずえ後援会	藤村 竜二	会計責任者	徳永 綾子	岩本 綾子	〃	令和7、6、27
芙蓉会	重富 雄哉	〃	植田 玲子	榎岡 栄一	〃	令和8、2、19
三菱下船支部政治活動委員会	横山 崇	名称	三菱下船支部政治活動委員会	三菱下関地区本部政治活動委員会	〃	令和7、10、1
森重豊後援会	森重 豊	会計責任者	森重 豊	清水 論	〃	5、12
やまがたこうすけ後援会	西田 幸誠	事務所	山口市大内矢田南3丁目1番27号	山口市大内矢田南3丁目1番26号	〃	8、25
山口県進歩政治連盟本部	岩村 誠	代表者	岩村 誠	市來健之助	〃	31
山口県改革協議会	小田村克彦	会計責任者	帖佐 剛	酒本 哲也	〃	12、22
山口県獣医師連盟	中村 滋	代表者	中村 滋	田中 尚秋	〃	6、8
山口県バス交通懇話会	東田 成民	〃	東田 成民	竹重 秀敏	〃	10、28
山口四つ葉会	藤岡 慎吾	事務所	周南市龍町1丁目17番103号	周南市入船町1番8-201号	〃	8、1
		代表者	藤岡 慎吾	大原 敬典	〃	10、15

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
国民民主党山口県参議院選挙区第1総支部	関谷 拓馬	関谷 拓馬	山口市下小鱈2106	令和7、11、16
自由民主党山口県柳井市第一支部	有近真知子	園田 隆	柳井市新市沖5番20号	令和8、1、14
自由民主党山口県ふるさと振興支部	杉田 水脈	樋口 真木	防府市大字高井1121の3	〃
井川宏海後援会	井川 宏海	井川 宏海	柳井市天神/2番11号	令和4、4、31
岩田ユミ後援会	中本 栄	梅林 和江	柳井市中央3丁目6番6号	令和7、11、20
岩根洋志後援会	岩根 洋志	四浦順一郎	光市浅江5丁目3番5号	〃
岡村茂樹後援会	岡村 茂樹	岡村 敬子	柳井市伊保庄4045	〃
岡本泰行後援会	岡本 泰行	岡本 泰行	柳井市天神/4番34号	〃
岡山明後援会	岡山 明	岡山 洋子	山陽小野田市高千帆2丁目35番7号	〃
かわさき孝昭後援会	川崎 孝昭	市山 恵子	柳井市神代43000の1	〃
河内よしひさ後援会	河内 賀寿	吉田ヒロ子	熊毛郡田布施町大字麻郷/080の6	〃
佐々木まさひろ後援会	佐々木雅浩	佐々木雅浩	山陽小野田市大字有帆2420	〃
政治福祉大日本興友会	渋谷 周治	渋谷 周治	下関市彦島追町3丁目6番30-101号	〃
せきたに拓馬教育政策研究会	関谷 拓馬	関谷 拓馬	山口市堂の前町2番44-201号	〃
草もうの会	姫野 敦子	稲田由紀美	岩国市川西3丁目3番54号	〃
田中あきら後援会	田中 昭	田中 和恵	周南市福川3丁目4番8号	〃
西崎孝一後援会	西崎 孝一	西崎 美草	光市室積西ノ庄6番1号	〃

松浦正人後援会	馬野 昭彦	猪俣 勝男	防府市千日 2 丁目 6 番 6 号	”	9、29
山田としお山口県後援会	平岡 武	大橋 世紀	山口市小郡下郷2139	”	8、31
よしかわ桂司後援会	綱井 健哲	才津 偉晶	山陽小野田市緑が丘13番10号	”	11、17
古永よしこ後援会	古永 美子	志岐 利雄	山陽小野田市大字植生1754の 6	”	” 7

### 山口県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考 (指 定 日)
梅岡 佑行	山口市議会議員	山口の足腰を強くする会	山口市黒川1288の 3	梅岡 佑行	令和 7、5
川口 直人	下松市議会議員	川口なおと後援会	下松市大字東豊井794	川口 直人	令和 8、21
ジョンソン 彩奈	柳井市議会議員	ジョンソン彩奈と柳井をよくなる会	柳井市山根27番44号	ジョンソン 彩奈	令和 7、12
関谷 拓馬	山口市議会議員	せきたに拓馬後援会	山口市堂の前町 2 番44-201号	関谷 拓馬	令和 8、1
田坂 修司	”	田坂しゅうじ後援会	山口市阿知須5137の13	田坂 修司	” 28
友座 泰	柳井市議会議員	友座泰後援会	柳井市中央 3 丁目 2 番 4 号	友座 泰	令和 7、18
中本 英宏	”	中本英宏後援会	柳井市新庄 8 の 27	中本 英宏	” ” ”
濱本 健吾	山陽小野田市議会議員	静かな選挙をつくる会	山陽小野田市日の出 3 丁目 15番28号	濱本 健吾	” 10、19
原 真也	山口市議会議員	原真也後援会	山口市阿東篠目1253	原 真也	令和 8、28
藤岡 幸輔	岩国市議会議員	藤岡幸輔後援会	岩国市玖珂町5288	藤岡 幸輔	令和 7、20

藤谷 圭子	山陽小野田市議会議員	ふじたに圭子後援会	山陽小野田市緑が丘1番 4 号	藤谷 圭子	” 8、13
安井 順子	萩市議会議員	安井じゅん子後援会	萩市大字椿2854の 3	安井 順子	令和 8、9
日本 滯馬	柳井市議会議員	山本りょうま後援会	柳井市古開作581の 3	日本 滯馬	令和 7、3

### 山口県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和八年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (異 動 日)
			新	旧	
笹村 直也	ささむら直也後援会	事務所	萩市大字土原 282の 5	萩市大字上五 間町32	令和 7、27

### 山口県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年三月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	備 考 (資金管理団体でなくなった年月日)
井川 宏海	井川宏海後援会	令和 4、1、31
岡山 明	岡山明後援会	令和 7、12 ”
関谷 拓馬	せきたに拓馬教育政策研究会	” ” ”



令和八年三月三十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁